

令和3年10月15日

南部町長 陶山 清孝 様

南部町行財政運営審議会

会長 西谷 公志



南部町行財政運営審議会に付された諮問事項について（答申）

令和3年2月26日付発南第10842号で本審議会に諮問を受けた「南部町立保育園の統合並びに整備運営方法について」下記のとおり答申する。

#### 記

本審議会では、南部町立保育園（つくし保育園・さくら保育園）の2園統合に係る整備運営方法について検討した結果、総合的に考えると、民設民営を目指すのが適当である。

その理由は下記のとおりである。

- 1 認可施設の利用認定、保育料については制度上、公営、民営での違いはなく利用者への影響がないこと
- 2 保育士確保のため柔軟な対応ができること
- 3 民設民営には建設等整備費及び運営費に国、県からの補助が入るため町の財政負担が軽減されること
- 4 保育にかかる町負担の収支が明確になること

また、民間移管の検討を進められるにあたって考慮していただきたい事項を審議会の意見として次のとおり付しておく。

- 1 審議会は、議論を通じ保育の制度について知り、保育の質の確保や保育料等への不安を解消することができた。今後利用者の理解を得るためには、制度を分かりやすく利用者等へ説明されたい。
- 2 「民」に対する不安を解消するためには、民間の創意工夫を阻害しない範囲で町が保育に関与することが必要であるとともに、民間事業者が恒久的に事業継続できる方策について検討されたい。
- 3 事業者選定にあたっては、保育内容の継続性及び現在働いておられる方の継続雇用なども考慮されたい。

# 南部町行財政運営審議会 答申

## 【答申にあたって】

南部町行財政運営審議会は、令和3年2月26日に南部町長より南部町立保育園の統合並びに整備運営方法について諮問を受けた。

本審議会では、諮問を受けてから4回の審議会を開催し、慎重かつ活発な議論を重ね、審議会としての考え方を答申として以下のとおりまとめた。

令和3年10月15日

南部町行財政運営審議会

会長 西谷公志



## 1 保育園の統合並びに整備運営方法に関する背景

### (1) 保育園の統合の検討の経緯

第2期子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、保育の現状と課題、保育園の今後のあり方が協議された。防災上の立地・施設の老朽化・保育士不足・少子化など種々の課題を検討する中で、つくし保育園とさくら保育園の2園を統合することが望ましいとの意見が出された。

### (2) 当該保育園の運営の経緯

つくし保育園は昭和40年1月1日に西伯町立（現建物は平成2年3月建築）、さくら保育園は昭和27年12月27日に手間村立（現建物は昭和55年9月建築）の保育園として設置され、平成16年の両町合併により南部町立となった。平成24年に保育サービスの充実と行財政運営の効率化を図るため指定管理制度を導入し、以降現在に至るまで社会福祉法人「伯耆の国」が指定管理者となり運営に当たっており、保育時間の延長、保育士の待遇改善等が図られた。

### (3) 国の保育方針の変遷

構造改革の一環として、国が地方分権と財政再建のために進めた「三位一体改革」により、それまで国や県から特定財源として自治体に交付されていた公立保育園の運営費負担金等が廃止され、平成16年度から地方交付税の中に算定されることとなった。

国の構造改革では、民間でできることは民間へという流れを全国的に進め、平成27年には公営保育園への施設整備の助成がなくなるなど、民営へのシフトが進んでいる。

## 2 確認内容と課題の整理

本審議会では、諮問事項に関する内容について、以下のとおり確認し、課題の整理を行った。

### (1) 子ども・子育て会議で2園統合に至った考え方の確認

町内の4園はすみれこども園を除いて築30年を経過しており、老朽化とその修繕にかかるコストが課題となっている。また、近年の豪雨の増加に対し、つくし保育園は立地上の課題があると言わざるを得ない。長寿命化、現地建替え、移転統合等、様々な手法について議論した結果、立地上の課題があるつくし保育園は移転が必要、児童数の減少を考慮すれば統合が必要ではないか、統合するなら位置的にはつくし保育園とさくら保育園ではないかという方向性を出した。

ひまわり保育園についても施設の老朽化は進んでいるが、3園統合すると対象地域が広がり過ぎるとの懸念から将来的な課題とし、ひまわり保育園については施設の修繕をしながら今後

の推移を注視することとなった。との検討内容を確認した。

(2) 保育園の整備及び運営にかかる国、県の支援制度の確認

平成27年の制度の改正により公設保育園への支援が実質なくなっていることを確認した。

	整備等にかかる費用	保育園の運営にかかる費用
公設	公的支援なし	公的支援なし
民営	*建設費は起債対象	*地方交付税算定
民設	保育所等整備交付金	子どものための教育・保育給付交付金
民営	(対象経費の国 1/2、町 1/4、事業者 1/4)	(施設型給付の国 1/2、県 1/4、町 1/4)

(3) 現行の保育制度の確認

平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、利用者が認可施設を利用する場合は住民登録している市町村から利用のための認定を受けることになっている。また、認可施設の保育料については認定区分や保護者の所得に応じて市町村が定めるなど、公営、民営にかかわらず同じ仕組みで保育が提供されることとなっていることを確認した。

(4) 課題の整理

保育園整備の手法として、公設公営、公設民営、民設民営の各メリット、デメリットについて比較検討を行った。審議会での議論を通じ、民設民営の場合、将来の利用者の減少等による経営面での危惧から生ずる事業継続性への不安、事業主体による保育内容の偏り、保育の質の確保に対する不安の解消が課題として挙げられた。

### 3 審議経過

以上の背景と確認、課題整理を踏まえ、本審議会では、諮問事項について以下のとおり検討を行った。

(1) 公設公営、民設民営、公設民営の三つのパターンのメリット、デメリットについて比較検討し、次の表のとおり整理した。

	メリット	デメリット
公設公営	「公」ということに対する安心感、信頼感がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園建設に対しての補助制度がない</li> <li>・運営費は交付税算定されるが、算定額が明確にできない</li> <li>・保育士の確保が難しい現状がある</li> </ul>
民設民営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士確保のため柔軟な対応ができる</li> <li>・建設費に事業者補助があり町負担が少なくなる</li> <li>・運営費にかかる交付金があり、保育園にかかる町負担が明確になる。</li> <li>・認可保育園の場合、町の教育振興基本計画、保育所児童保育要領、町の監査等により公営と同じ保育水準が提供されるが、それ以外の自由な工夫がされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「民」に対する不安</li> <li>・経営が成り立たなくなった場合に事業者撤退の不安がある</li> <li>・保育の質の確保、バックボーン等による特徴的すぎる教育</li> <li>・保育料は高くなるのか</li> </ul>

公設民営	上記のメリット、デメリットを併せ持つ。これまでの指定管理制度の実績から、早朝夕方保育（延長）が実現できたこと、10年間継続して保育を提供できている。
------	--

デメリットとして挙げられた、保育の質の確保については、公営・民営に関わらず、保育のねらいや保育内容を示した厚生労働大臣告示の「保育所保育指針」、町の「教育振興基本計画」、町の幼児教育専門員の指導等により公営と同じ保育水準が提供されること、また、認可保育所等の保育料は市町村が定めるため、公設公営でも民設民営でも同じであることが確認でき、不安は払拭された。

## (2) 地方財政負担について

公設公営、民設民営の場合の町の財政負担について、建設及び運営にかかる収支シミュレーションを行い比較した。シミュレーションは具体的な建設計画がない中での試算であり、すみれ子ども園と同程度の規模のものを建設すると想定し、現在の指定管理での管理運営状況を基に概算したものであるため、実施内容によって金額は大きく変わってくる。しかし、現在の保育園の整備及び運営にかかる国、県の支援制度においては、民設民営のほうが町財政の負担は軽減される。

また、保育園の運営にかかる費用は、公設の場合、地方交付税に算定されており、実質的に算定交付される額は町全体の施策や財政状況等の影響を受けるため、その年ごとの歳入状況に左右され、公設保育園の運営に係る国からの交付額は不明確となっている。このような状況において、公設の場合、運営費に係る交付金額を明確に分離することは困難であるが、民設民営の場合は公定価格を基準に交付されることから、保育園の運営にかかる町の財政負担を明確にすることができる。

## 4 答申

以上の審議を経て、本審議会では、つくし保育園・さくら保育園の2園統合に係る整備運営方法について検討した結果、総合的に考えると、民設民営を目指すのが適当である。

その理由は下記のとおりである。

- 認可施設の利用認定、保育料については制度上、公営、民営での違いはなく利用者への影響がないこと
- 保育士確保のため柔軟な対応ができること
- 民設民営には建設等整備費及び運営費に国、県からの補助が入るため町の財政負担が軽減されること
- 保育にかかる町負担の収支が明確になること

また、民間移管の検討を進められるにあたって考慮していただきたい事項を審議会の意見として次のとおり付しておく。

- 審議会は、議論を通じ保育の制度について知り、保育の質の確保や保育料等への不安を解消することができた。今後利用者の理解を得るためには、制度を分かりやすく利用者等へ説明されたい。
- 「民」に対する不安を解消するためには、民間の創意工夫を阻害しない範囲で町が保育に関与することが必要であるとともに、民間事業者が恒久的に事業継続できる方策について検討されたい。
- 事業者選定にあたっては、保育内容の継続性及び現在働いておられる方の継続雇用なども考慮されたい。

## 【おわりに】

本審議会の議論を通しての所感であるが、人口減少社会にあっても行政需要は減ることはないが、一方で地方財政は厳しさを増していくと予想される。公共施設の老朽化への対応は町が抱える大きな課題であると再認識したところであり、今後、個々の施設について大きな費用がかかることから、存続や統廃合を含めた整備の方向性の検討を進めるとともに、民間の力を活用した整備、運営方策についても検討していただきたい。

## 【行財政運営審議会委員】

役 職	氏 名	委員区分
会 長	西谷 公志	知識、経験を有する者・公募委員
副会長	唯 仁司	知識、経験を有する者・地域振興協議会
委 員	井田 真樹	知識、経験を有する者・農業者
”	佐藤 重明	公共的団体（南部町社会福祉協議会）
”	山本 尚人	公共的団体（企業懇談会）
”	倉間 秀樹	公共的団体（南部町商工会）
”	山本美樹子	知識、経験を有する者・社会教育委員
”	赤井 伸江	知識、経験を有する者・公募委員
”	入口 幹	知識、経験を有する者・公募委員